

年金2（問題）

問題1. 以下の各問に答えよ。なお、解答は解答用紙の所定の欄に記入すること。
(28点)

(1) 厚生年金基金に関する以下の記述について、正しい場合には○を、正しくない場合には×と正しい内容を記載せよ。

- ア 選択一時金を設ける場合、その金額は、加算年金のうち保証期間中に支給される金額を、選択一時金を選択する日の直前の財政計算に用いた予定利率で評価した現価相当額を限度とすることとされている。
- イ 加算部分の給付については、規約で定める方法により支給開始年齢を繰下げることができるが、繰上げすることはできない。
- ウ 平成18年3月31日以降を計算基準日とする代行保険料率の算定における標準賞与額の予想額の計算では、賞与の変動しやすい性質を踏まえ、標準賞与額を標準報酬月額的一定割合とする方法が用いられる。
- エ 年金経理における当年度不足金の見込額を超えない範囲で設定する特例掛金の期中での変更は、期中に給付設計の変更等により財政計算を行ったために、当年度剰余金が見込まれることとなる場合を除いては認められない。

(2) これまで世界各国において、公的年金の制度改革には様々な手法がとられてきた。次の表の左欄はそれらの手法について年金財政の面から分類したものであり、右欄は具体的な施策を並べたものである。左欄の各項目に最もふさわしい施策を右欄から1つ選びそれぞれ記号で答えよ。(ただし、同じ記号を2度使用してはならない)

制度改革の手法	具体的な施策
①給付支出額の減少	ア. 企業年金の充実
②年金制度体系の変更	イ. 離婚時の年金分割
③新たな財源の確保	ウ. 年金個人情報のお知らせ
④積立方式の拡大	エ. みなし掛金建て制度(NDC)の導入
	オ. 適用範囲の拡大
	カ. 年金目的消費税の導入
	キ. 支給開始年齢の引上げ
	ク. 育児休業中の保険料免除措置の拡充

(3) 厚生年金基金（以下「基金」という。）の給付設計の変更にあたってやむを得ず給付水準が下がる場合に満たすべき要件に関する厚生年金基金設立認可基準の記述について、次の①～⑧を適当な語句で埋めよ。

(1) 次のア～オのいずれかの場合に該当していること。

ア 基金を設立している企業において①又は②が変更され、その変更に基づいて基金の給付設計を変更する場合

イ 基金を設立している企業の経営状況が、③の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合（連合設立及び総合設立の基金にあっては、設立事業所の大部分において経営状況が著しく悪化している場合）

ウ 設立時又は直近の給付水準の変更時から④以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合

エ 基金の⑤、⑥又は法令の改正に伴って給付設計を変更することがやむを得ないと認められる場合

オ 基金の給付水準を引き下げることにより減少する掛金に相当する額を確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の掛金として拠出することとする場合、又は、次の（ア）及び（イ）の要件をいずれも満たして、厚生年金保険法第144条の5第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の一部を企業型年金の確定拠出年金法第2条第7項第1号ロに規定する⑦に移換しようとする場合

（ア）給付水準の引下げの対象者は厚生年金保険法第144条の5第2項に規定する⑧（以下⑧という。）となるべき者のみであり、⑧となるべき者以外の者の給付を引き下げないこと。

（イ）基金の加入員又は加入員であった者が負担した掛金（徴収金を含む。）を原資とする部分（以下「本人負担分」という。）の移換に当該加入員又は加入員であった者が同意しない場合にあっては、当該本人負担分は移換しないこと。

(2)～(5) 略

(4) 企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則に定める、加入員又は加入者の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）に説明する事項のうち、厚生年金基金（以下「基金」という。）又は確定給付企業年金の資格喪失者が次のア～エの場合に応じて有する選択肢に関し、次の①～⑧を適当な語句で埋めよ。

ア 資格を喪失した日から 以内に再就職した場合であって、再就職先の事業所が基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に の移換を受ける旨の定めがある場合又は当該事業所が確定拠出年金を実施している場合

当該事業所が実施する企業年金制度（基金、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金をいう。以下同じ。）又は への の移換及び の受給

イ 資格を喪失した日から 以内に再就職した場合であって、再就職先の事業所が基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に の移換を受ける旨の定めがない場合

への の移換及び の受給

ウ 資格を喪失した日から 以内に再就職した場合であって、再就職先の事業所が企業年金制度を実施していない場合、資格を喪失した日から 以内に再就職しなかった場合又は になった場合

次の場合に応じ、それぞれ次の選択肢

(ア) 個人型確定拠出年金の加入者になった場合

又は への の移換及び の受給

(イ) 個人型確定拠出年金に加入しない場合（個人型確定拠出年金の運用指図者である場合を含む。）

への の移換及び の受給

エ 資格を喪失した日から 以内に基金の老齢年金給付の受給権を取得することとなる者である場合にあつては、その旨及び受給権を取得する日までの間に他の企業年金制度、 若しくは への の移換又は の受給が行われなかった場合は、当該基金から 又は を支給することとなる旨

- (5) 厚生年金基金の年金経理において別途積立金がとりくずせる場合について、厚生年金基金財政運営基準に規定されている内容を簡記せよ。
- (6) 厚生年金基金で加算年金の額の改定を行う場合に、改定後の年金額の具体的な算定方法について、厚生年金基金設立認可基準取扱要領に規定されている内容を簡記せよ。

問題2. 以下の各問に答えよ。なお、解答は解答用紙の所定の欄に記入すること。
(32点)

- (1) 厚生年金基金から確定給付企業年金へ事業所単位で権利義務を移転する場合について、次の①～④の問に答えよ。
- ①権利義務の移転・承継にあたり、「同意」および「代議員会の議決」に関して必要とされる手続きをそれぞれ「移転元制度」と「移転先制度」に分けて簡記せよ。
- ②代行部分の移換先とその移換額の計算方法について簡記せよ。
- ③移転元の厚生年金基金の財政に関し留意すべき事項について簡記せよ。
- ④移転先の確定給付企業年金の財政に関し留意すべき事項について簡記せよ。
- (2) A厚生年金基金とB厚生年金基金（最終年齢は共に65歳）の代行保険料率の計算基礎数値は次ページのようになった。このとき、次の①～③の問に答えよ。
- ①代行保険料率の算定を行うべき厚生年金基金について、代行保険料率の算定に関する基準に規定されている内容を簡記せよ。
- ②A厚生年金基金とB厚生年金基金の代行保険料率および免除保険料率を計算せよ。
(計算結果は千分率で表示すること。また代行保険料率の端数処理は千分率単位で小数点以下第2位を切捨て、小数点以下第1位まで求めること)
- ③高齢者の雇用継続を促進した結果、次回財政再計算において、60歳から最終年齢までの予定脱退率が低下した。この場合、予定脱退率の変動が代行保

除料率に与える影響について述べよ。
(60歳から最終年齢までの予定脱退率以外の計算基礎率および年齢構成等は、
次回財政再計算まで変化がなかったものとする)

代行保険料率の計算基礎数値 (金額単位：千円)

		A厚生年金基金	B厚生年金基金
代行給付現価	将来加入員	7,931,783	6,994,346
	現在加入員(将来分)	4,861,416	4,471,795
標準報酬月額現価	将来加入員	125,854,359	180,975,586
	現在加入員	59,225,581	97,448,392
標準賞与額現価	将来加入員	35,073,267	54,803,355
	現在加入員	18,068,046	30,826,887
政府負担金現価	将来加入員	0	0
	現在加入員(将来分)	5,834	3,578
過去期間代行給付現価		12,182,992	11,943,897
最低責任準備金		17,666,799	19,565,113

(注) 代行給付現価は65歳以降の期間に係る代行給付費の予想額の現価

(3) 表1、表2はある厚生年金基金のそれぞれ平成16年度、平成17年度の財政決算報告書における「様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書」のうち、「1 数理債務 (1) 基本部分」の一部である。このとき次の①～②の間に答えよ。なお、当該2年度の間人員および給与の構成に変動はなかったものとする(平成16年厚生年金保険法改正の影響のみを考えよ。ただし、死亡率および企業年金連合会に移換する老齢年金給付の現価相当額の算出に用いる率の影響は考えなくてよい)。

①表中の(2)～(4)が減少している要因として考えられるものについて述べよ。

②表中の(4)の減少率が(3)の減少率に対して小さい要因として考えられるものについて述べよ。

表1 (平成16年度)

1 数理債務
(1) 基本部分 (金額単位：千円)

		合計
給付現価	合計 ((2)～(7))	(1) 101,889,488
	将来加入員	(2) 17,538,027
	現在加入員 (将来分)	(3) 17,254,904
	現在加入員 (過去分)	(4) 25,736,023
	年金受給者	(5) 24,960,429
	受給待期脱退者	(6) 16,400,105
	その他の受給者	(7) 0
政府負担金現価	合計 ((9)～(13))	(8) 1,990,367
	将来加入員	(9) 0
	現在加入員 (将来分)	(10) 12,719
	現在加入員 (過去分)	(11) 195,809
	年金受給者	(12) 1,736,544
	受給待期脱退者	(13) 45,295

表2 (平成17年度)

1 数理債務
(1) 基本部分 (金額単位：千円)

		合計
給付現価	合計 ((2)～(7))	(1) 92,543,513
	将来加入員	(2) 14,599,405
	現在加入員 (将来分)	(3) 13,328,781
	現在加入員 (過去分)	(4) 23,165,314
	年金受給者	(5) 26,009,835
	受給待期脱退者	(6) 15,440,178
	その他の受給者	(7) 0
政府負担金現価	合計 ((9)～(13))	(8) 2,685,917
	将来加入員	(9) 0
	現在加入員 (将来分)	(10) 952,890
	現在加入員 (過去分)	(11) 281,647
	年金受給者	(12) 1,412,560
	受給待期脱退者	(13) 38,820

問題3. A、Bいずれかを選択し、解答せよ。なお解答用紙は2枚程度とすること。
(40点)

A. 平成18年4月28日に「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が閣議決定され、被用者年金制度の一元化が行われることになっている。

- (1) 上記の閣議決定で述べられている被用者年金制度の一元化の目的および対象制度について簡記せよ。
- (2) 被用者年金制度の一元化について所見を述べよ（上記閣議決定の内容に限定しなくてもよいが、「保険料」「給付」「積立金」「職域部分」のあり方については必ず考察の対象とすること）。

B. 平成24年3月末の適格退職年金の廃止に向け、総合型厚生年金基金を中心に設立事業所で実施する適格退職年金の支給に関する権利義務を承継する検討を行っている厚生年金基金もある。

- (1) 設立事業所が実施している適格退職年金の支給に関する権利義務を承継することが検討される背景を簡記し、基金、事業主、および従業員それぞれにおいて当該権利義務の承継により得られる効果について述べよ。
- (2) 制度設計面および制度運営面における留意点を簡記した上で、どのような対応が考えられるかアクチュアリーとして所見を述べよ。

以上

年金 2 解答例

問題 1.

(1)	設問	正誤	正しい内容
	ア	×	直前の財政計算に用いた予定利率ではなく、直前の財政計算の基準日における下限予定利率を用いることとされている。
	イ	×	公平かつ合理的な方法により、繰上げることも可能である。
	ウ	×	標準報酬月額の見込み額の一定割合ではなく、算定基準日までの実績に基づき昇給指数を計算したうえで将来の金額を見込むことが必要である。
	エ	○	

(2)	①	キ	②	エ	③	カ	④	ア
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

(3)	①	労働協約	②	退職金規程等
	③	債務超過	④	5年
	⑤	合併	⑥	権利義務の承継
	⑦	資産管理機関	⑧	移換加入員

※①と②、および⑤と⑥は順不同

(4)	①	1年	②	脱退一時金相当額
	③	企業年金連合会	④	脱退一時金
	⑤	国民年金の第1号被保険者	⑥	国民年金基金連合会
	⑦	老齢年金給付	⑧	一時金たる給付

※⑦と⑧は順不同

(5)	・ 年金経理における不足金に充当する場合
	・ 財政計算を行うときに資産額に繰り入れる場合
	・ 将来の給付改善の費用に充てるため給付改善準備金に繰り入れる場合
	・ 年金経理から業務経理へ繰入れを行うため繰入準備金に繰り入れる場合

(6)	・ 改定前の加算年金の額に、一定の率を乗ずる方法、一定の額を加減する方法又はこれらに準ずる方法
	・ 改定前の加算年金の額に、当該改定前の加算年金の額に指標を乗じて得た額を加算する方法
	・ あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、指標を予定利率とみなして算定するとした場合における年金給付の額があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算する方法

問題 2.

(1)

①

移転元制度：
・ 脱退事業所の事業主の全員の同意
・ 脱退事業所に使用される加入員の2分の1以上の同意（事業所毎に2分の1以上の同意が必要）
・ 脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の4分の3以上の同意
・ 加入員であった者又はその遺族の給付の支給に係る権利義務を移転する場合は、当該者全員の同意
・ 代議員の定数の4分の3以上の多数による議決
移転先制度：
・ 規約型DB：実施各事業所に使用される被用者年金制度の被保険者等の過半数で組織する労働組合または過半数を代表する者の同意
・ 基金型DB：代議員の定数の4分の3以上の多数による議決

②

【代行部分の移換先】 企業年金連合会
【移換額】
$\frac{\text{移転元の厚生年金基金の最低責任準備金} \times \text{権利義務移転該当者に係る過去期間代行給付現価の額}}{\text{当該厚生年金基金の過去期間代行給付現価の総額}}$

③

<ul style="list-style-type: none"> ・ 移換額の計算方法は当事者間の同意によることとなっているが、移転元基金の非継続基準等の積立水準が悪化しないよう決定する必要があること。さらに、決定した移換額にあっても、当該事業所の減少により、他の事業所の掛金が増加することとなるときは、当該増加する額に相当する額として当該減少事業所から掛金として一括して徴収する必要があること ・ 基金規模が縮小するため、不足金発生時の掛金上昇リスクが増加すること ・ 加入員であった者を残していく場合には成熟度が上昇すること ・ 加入員であった者を残す場合、将来の死亡率改善リスクが残ること

④
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移換額の計算方法は当事者間の同意によることとなっているが、移転先制度の非継続基準等の積立水準が悪化しないよう決定する必要があること ・ 移転してきた受給者の独自給付部分の水準および独自給付該当者の発生状況によっては、不足金発生の要因となることが考えられるため、当該部分に一定の評価を行なう等の配慮が必要であること ・ 加入員であった者の権利義務を承継する場合、将来の死亡率改善リスクを引き継ぐことになること

(2)

①
ア 基金の設立（分割設立含む）
イ 合併
ウ 分割
エ 財政再計算
オ 算定の基礎に変更が生じた基金（加入員数が20%以上変動した場合、定年延長が行われた場合）
カ 事業年度末日において、最低責任準備金 > 過去期間代行給付現価 × 1.5 となった先
キ 厚生年金保険本体で財政の現況及び見通しが作成され、代行保険料率の算定を行う場合で、免除保険料率の決定月が前述と違う場合
<p>(注) 題意は「厚生年金基金において、どのような場合に代行保険料率を算定すべきか」である（該当通知を参照のこと）。なお、採点にあたっては、上記ア～キ以外に「厚生年金基金制度への移行を行う企業年金基金」を記載している解答も正解とした。</p>

②
<ul style="list-style-type: none"> ・ A厚生年金基金の代行保険料率： $\frac{(7,931,783 + 4,861,416 - 5,834)}{(125,854,359 + 59,225,581 + 35,073,267 + 18,068,046)} \Rightarrow 53.6\%$ ・ A厚生年金基金の免除保険料率50%（上限が50%のため） ・ B厚生年金基金の代行保険料率： $\frac{\{6,994,346 + 4,471,795 - 3,578 - (19,565,113 - 11,943,897 \times 1.5)\}}{(180,975,586 + 97,448,392 + 54,803,355 + 30,826,887)} \Rightarrow 26.9\%$ ・ B厚生年金基金の免除保険料率27%（小数点以下を四捨五入）

③

代行保険料率算定においては、65歳以上の給付に必要なコストは65歳を支給開始年齢として算出しているため、脱退時の年齢が65歳に近づくほど、その所要コストは上昇する。従って、60歳～最終年齢までの予定脱退率の低下は、所要コストの高い年齢（65歳）への到達割合が増加するため、代行保険料率の上昇要因となる。また、予定脱退率の低下は平均加入員期間の伸長をもたらすため、将来加入員の新規加入員率の低下を招く。そのため、現在加入員に比べてコストの低い将来加入員の見込み人員が減少するため、代行保険料率の上昇要因となる。

(3)

①

平成16年度決算が、支給乗率の5%適正化および支給開始年齢の引き上げを反映しないものであるのに対し、平成17年度決算はこれらを反映することとされており、これらが債務減少の要因となる。

②

高年齢層になるほど給与累計が大きくなり、過去分給付現価の内訳における高年齢層者の比重が高いことが考えられるが、これら高年齢層者に係る支給開始年齢の引上げの対象者の範囲および年齢引上げ幅は若年齢層者と比較すると限定的であり、したがって債務減少の影響も限定的になると考えられる。また、平成12年3月末時点で60歳以上の加入員については、支給乗率の5%適正化の対象とはならないため、当該加入員が存在する場合は債務減少の影響が限定的になると考えられる。

問題 3.

事実の列挙や結論のみの答案が多く存在する。的確な現状認識・問題認識に基づいて解答者の考察および結論が明確に述べられていることが重要である。

以下に示す解答例とは異なる観点からの解答であっても差し支えない。また、1つの点に関して深い考察がなされている答案についても、内容に応じて配点した。

問題 3 - A

(1)

○目的

今後の被用者年金制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めること。

○対象制度

厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済の各制度

(2)

(以下、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合を「公務員共済」と、私立学校教職員共済を「私学共済」という。)

<閣議決定の内容>

○保険料

- ・ 公務員共済及び私学共済の保険料率を次のように厚生年金保険の保険料率に統一する。
平成22年の職域部分の廃止を踏まえ、平成22年から従来の職域部分の保険料率も含めた各共済年金の保険料率を新たに1・2階部分に対応する保険料率とし、その率から毎年0.354%ずつ引き上げ、公務員共済については平成30年、私学共済については平成39年に厚生年金保険の保険料率(18.3%)に統一する。

○給付

- ・ 税負担を財源とする公務員共済の恩給期間に係る給付について、共済年金制度発足時の本人負担と恩給期間の本人負担との差を踏まえ、27%減額する。
- ・ 27%減額した結果、恩給期間と公務員共済期間の合計に係る給付について減額幅が10%を上回らないこと、減額後の給付額が250万円を下回らないこととする。
- ・ 文官恩給についても、給付水準の引下げ措置を講じる。
- ・ 1・2階部分において各共済年金と厚生年金保険の制度が異なる点については、各共済年金と厚生年金保険を揃えることとし、共済年金における遺族年金の転給の廃止、厚生年金保険における60歳台前半の在職老齢年金の減額方法の公務員への適用等を実施する。

○積立金

- ・ 厚生年金保険の積立金に対する厚生年金保険の保険料で賄われる支出の割合と、各共済年金の1・2階部分の共通財源に供する積立金に対する各共済年金の保険料で賄われる支出が等しくなるよう持込金額を設定する。
- ・ 上記で積立金が残った場合には職域部分の廃止前の期間に係る給付費に充て、さらに残る場合には1・2階部分の保険料上昇抑制、職域部分廃止後に設立する公務員および私学教職員向けの年金制度への財源に充てる。
- ・ 各共済年金の1・2階部分と厚生年金保険の積立金は、被用者年金制度の共通財源として一元的に管理・運用することを基本とする。

○職域部分の取り扱い

- ・ 平成22年に廃止する。以後、公務員共済については民間の企業年金・退職金等を踏まえた制度を設計し、私学共済については別途新たな年金を設ける。
- ・ 既裁定年金の給付は存続する。ただし、追加費用による職域相当部分については減額する。
- ・ 未裁定の過去分はこれまでの加入員期間に応じた給付を行う。

<論点>

① 制度体系

- ・ 公的年金制度の一元化の方法として、被用者年金制度の一元化以外にも、自営業者も含めた全制度統合案も考えられるのではないか。
- ・ それら各一元化案のメリットと実現に向けての問題点はどのようなものか。その結果どうあるべきか。

② 給付体系

- ・ 現在の1・2階部分を一元化後の給付とすべきか、その他に考え方はないか。
- ・ 定額、所得比例、定額+所得比例等どのようなものが考えられ、それぞれのメリット・デメリットはどうか。
- ・ 在職老齢年金や遺族年金の転給等、各共済年金と厚生年金保険の制度上の差異は厚生年金保険にあわせていくこととなっているが、受給権の保護の観点から問題はないか。

③ 保険料

- ・ 一元化後の保険料をどう設定するか。閣議案のように厚生年金保険の保険料にあわせるのか、その他の共済年金との折衷的な水準等は考えられるか。
- ・ その財政運営は現在の厚生年金保険で実施している「保険料水準固定方式」「有限均衡方式（財政均衡期間の最終年度の積立金水準は支出の1年分）」でよいか。
- ・ 一元化後の保険料率に即時に揃えることは難しいが、閣議決定のスケジュールで問題はないか。

④ 積立金

- ・ 各共済年金の積立金のうち、厚生年金保険の積立金の水準に見合った額を1・2階部分の共通財源に供することになっているが、その額の算出に当たってはその過程等を十分に開示し、理解を得られるものとする必要があるのではないかと。また、その他（例えば、職域部分への持込を増やす等）の考え方はないか。
- ・ 積立金の管理・運用方法等はどうかあるべきか。運用対象が異なる積立金を統合することによる問題はどうか。

⑤ 職域部分

- ・ 給付水準をどの程度とすべきか。わが国における公務員の位置づけ、処遇の考え方を十分踏まえた上で検討し、その過程については十分な開示を行う必要があるのではないかと。
- ・ 保険料負担として国、公務員の負担割合は折半とするか。
- ・ 財政方式は現在のような賦課方式か、積立方式とするか。積立方式とした場合に発生するPSLを誰がどのように負担するか。
- ・ 廃止、あるいは段階的に廃止する場合の代替給付の是非。

⑥ 追加費用

- ・ 税負担を財源とする恩給期間に係る給付については減額するものの、減額後の給付は一定水準を下回らないこととなっているため税負担の軽減は限定的であるが、これで問題ないか。実効あるものとするには今一步踏み込んだ内容とする必要はないか。また税負担という性格上、追加費用の額を明確に開示する必要があるのではないかと。

⑦ 財源

- ・ 社会保険方式がよいか、税方式がよいか、その他、最低保証部分とそれ以外で分けるか。また、それぞれの方式のメリット・デメリットはどうか。

問題3-B

(1)

○検討されている背景

- ・ 適格退職年金を実施している事業主は、平成24年3月末までに確定給付企業年金、確定拠出年金、中小企業退職金共済等、他の制度に移行するか解約するなどの対応が必要であること。
- ・ 厚生年金基金としては、代行部分の中立化が図られ、運用状況も回復してきていることから、これまでの給付減額や解散といった後ろ向きの検討ではなく、制度の充実を目指した検討が行われていること。

○効果

(基金)

- ・ 設立事業所で実施する適格退職年金を引き継ぐことにより、「年金支給機関」としての役割がさらに増加することが期待される。
- ・ 未加入事業所の加入促進効果（基盤の拡大効果）。

(事業主)

- ・ 適格退職年金廃止後に確定給付型の年金制度を選択する事業主については年金制度運営に関する責務（給付裁定や行政あて承認申請事務）を基金に委託することができる。
- ・ 単独で確定給付企業年金を実施するより事務費面でのコストメリットがある。
- ・ 一定の給付水準まで特別法人税がかからない（確定給付企業年金では課税）。
- ・ 退職給付制度の集約化が可能。
- ・ 適格退職年金廃止後も社外積立に伴う掛金の損金効果が継続。

(基金・事業主共通)

- ・ 年金資産が大きくなることから、運用効率が向上する。

(従業員)

- ・ 従業員拠出がある場合、厚生年金基金では社会保険料控除の対象となる。
- ・ （厚生年金基金以外の企業年金制度に移行した場合と比較して）老後の年金を厚生年金基金1箇所からまとめて受給することが可能である。
- ・ （確定拠出年金に移行した場合と比較して）運用リスクを負わなくてすむ。
- ・ 社外積立継続に伴う退職金の保全効果があるとともに、適格退職年金に比べ、積立水準の検証が厳格であり、受給権の保全が行われやすい。
- ・ 終身年金が得られる。
- ・ 相続税が非課税である。

(2)

○課題

(制度設計面)

- ・ 各事業所が実施する退職金および適格退職年金の給付の算定方法はまちまちであり、各事業所の意向をすべて反映させると基金サイドの事務負荷が増加する。
- ・ 厚生年金基金においては原則、基礎部分の現価相当額が付加部分の現価相当額を下回らないこととされているため、確定年金が多い適格退職年金から移行すると終身化の影響によりコスト

アップにつながる可能性がある。

- ・加算部分においては加入3年以上で一時金受給資格を、加入20年で年金の受給資格を付与する必要がある。適格退職年金から権利・義務を承継する場合には、その承継者に限っては現在の適格退職年金の設計を変えないことも可能であるが、新規加入者との不公平感が生じる可能性があるとともに基金サイドの事務負荷が増加する。
- ・適格退職年金の予定利率が厚生年金基金の予定利率より高い場合、予定利率を厚生年金基金にあわせるとコストアップとなる。

(制度運営面)

- ・年金資産を一本で管理することによって、各事業所の持分が不明確となり、運用環境が悪化した場合の積立不足額の償却に不公平感が生まれる可能性がある。
- ・加入事業所の倒産があると、残った事業所が支給義務を引き継ぐこととなり、その後の運用リスク、生存リスクを負うことになる。

○対応

(給付設計の標準化)

- ・キャッシュバランスプランや累積給与比例型の制度といった過去期間と将来期間の給付を分けることができるような制度をベースに制度設計した上、適格退職年金の制度変更時までの期間に関する給付を新制度の過去分に充てることにより、過去分において旧適格退職年金に見合う給付・資産を反映できる仕組みとする。
- ・既存の加算部分とは異なる、第2加算、第3加算等を新設して各事業所のニーズに応える。

(コストアップへの対応)

- ・保証期間を延長し20年保証終身年金等へ制度変更する。
- ・終身年金の場合は保証期間経過後、額改定も検討する。

(年金財政上の対応)

- ・数理債務比等の合理的な比で年金資産を区分した上、特別掛金を事業所単位で設定する。
- ・さらに進めて、年金資産の個社ごとの持分として、個社ごとのキャッシュフローをベースに運用収益についてはその平残で按分して毎年計上していく等の仕組みを構築の上管理していき、特別掛金や解散時における一括拠出金の算定においても当該年金資産の金額をもとに算定する。
- ・積立不足が発生しないよう、予定利率を低く設定し、保守的な財政運営を行う。

以上